

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月

私の国民年金保険料の納付は母が行っていた。母はお金のことにはとても厳しく、何事においても期限内にきちんと納付していた。また、年金の大切さは熟知しており、国民年金に加入した最初の月から欠かさず納付しているはずである。母も、「一度も手抜きせず、毎月納付していた。」と述べている。

申立期間は 2 か月の未納期間とされているが、間違いなく毎月欠かさず保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については国民年金保険料を全て納付している。

また、A市の「年金手帳払出簿」によると、申立人の国民年金の加入手続は昭和 62 年 10 月頃に行われ、同年 2 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられるところ、加入手続の時点において、申立期間は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間に該当する。

さらに、A市は、遡及して国民年金の加入手続をした者で過年度に保険料の未納が発生した場合には、その者の希望を確認の上、手書きの過年度納付書を発行していたとしており、申立人が第 3 号被保険者に種別変更するまで、申立期間を除き申立人の保険料を納付し、そのうち昭和 63 年度の保険料については前納した申立人の母親が、過年度納付書の発行を希望したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、14万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の1万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準賞与額13万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA株式会社における平成19年8月10日の標準賞与額に係る記録を13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

平成19年8月10日に支給された賞与について、会社が賞与額を14万円として社会保険事務所（当時）に届出すべきところ、誤って1万4,000円として届出していたことが分かったので、正しい賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、1万4,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成24年10月17日に14万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（14万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（1万4,000円）となっている。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、A株式会社が保管する申立人に係る平成 19 年の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 13 万 7,000 円であり、賞与額に見合う標準賞与額は 14 万円であることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、13 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額について、社会保険事務所に対し誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで
私は、昭和37年3月にB株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、60年8月に退職するまで、同社の系列会社に継続して勤務していたにもかかわらず、組織再編に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、申立人が所持する出向辞令、D企業年金基金の加入員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和44年12月1日にA株式会社からE株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD企業年金基金の昭和44年10月の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、A株式会社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該事業所を引き継いでいるF株式会社は、A株式会社が適用事業所でなくなった同日に在籍していた申立人を含む従業員（41人）について、申立期間においても継続して勤務していたことを認めていることから、当該事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、F株式会社は不明としているが、申立期間においてA株式会社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA事業所における申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を申立期間①については69万1,000円、申立期間②については113万4,000円、申立期間③については20万3,000円、申立期間④については115万6,000円、申立期間⑤については20万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月19日
③ 平成18年3月25日
④ 平成18年12月19日
⑤ 平成19年3月25日

私は、A事業所から申立期間①から⑤までの賞与の支払を受けたが、事業主からの賞与支払届が実際の支払日から2年以上経過後に提出されたために、申立期間の厚生年金保険被保険者記録に反映されなかった。

保険料は賞与から控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行わ

れるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①から⑤までの標準賞与額については、A事業所が保管する貸金台帳により確認できる厚生年金保険料額から、申立期間①は69万1,000円、申立期間②は113万4,000円、申立期間③は20万3,000円、申立期間④は115万6,000円、申立期間⑤は20万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和58年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月21日から同年4月1日まで

私は、A株式会社に昭和50年4月に入社し、58年3月21日付けの異動で同社D事業所から同社C事業所E部署に転勤になったが、同年3月について厚生年金保険被保険者期間とされていない。転勤で各事業所に勤務したが、同社には継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社C事業所の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和58年3月21日にA株式会社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和58年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し昭和58年4月1日と誤って提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮城（山形）厚生年金 事案 2856

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和57年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録を照会したところ、A株式会社に勤務していた昭和57年11月1日に、同社本社から同社B事業所に異動したが、本社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年10月31日となっていた。転勤による被保険者資格の異動手続に不備があったと思われるので、本社における資格喪失日を昭和57年11月1日に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録、A株式会社から提出された人事速報及び発令台帳から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和57年11月1日にA株式会社（本社）から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者原票の昭和57年10月1日の定時決定の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により確認できる申立人の同社における資格喪失日、及びC企業年金基金から提出された年金額・一時金額計算書により確認できる申立人の同社における厚生年金

基金の資格喪失日が一致していることから、事業主は、昭和 57 年 10 月 31 日を申立人の厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人の同年 10 月に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から63年3月までの期間、同年9月、平成元年7月から同年9月までの期間及び2年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年7月から63年3月まで
② 昭和63年9月
③ 平成元年7月から同年9月まで
④ 平成2年3月から同年7月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、四つの期間が未納となっていた。

私の国民年金の加入手続は、私が大学生であった時期に、母親が行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、亡くなった母親からA県B市役所の出張所で納付したと聞いており、申立期間③及び④の保険料は、私が納付書を受け取った都度、同市役所の出張所又はC県D市E区役所でまとめて納付した記憶がある。

申立期間当時の預金通帳の取引明細の写しを提出するので、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年10月頃にB市で払い出されたことが確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われ、申立人の20歳到達日である昭和58年*月*日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。このため、加入手続が行われた時点では、申立期間①のうち同年7月から62年8月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間①のうち昭和62年9月から63年3月までの期間及び申

立期間②については、加入手続が行われた時点では、国民年金保険料の過年度納付が可能であるが、申立人は、母親がB市役所の出張所で保険料を納付したとしているところ、同市役所では過年度保険料の収納事務は行っていないことから、当該期間の保険料を同出張所で納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③及び④については、申立人がB市から住所を異動するまでは、同市役所において国民年金保険料の現年度納付が可能であるが、申立人が平成2年4月27日に同市からD市に転入した際、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）に記録されている転入前のB市における納付記録は、申立期間③及び④のうちD市への転入直前の同年3月の保険料は未納とされている。また、申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①から④までのいずれも未納と記録されており、これら複数の行政機関における納付記録の状況は、オンライン記録と一致している。

一方、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を納付した資料として、複数の金融機関の預金通帳の取引明細の写しを提出しており、その出金日及び金額から、申立期間①の一部並びに申立期間②、③及び④の保険料納付に充てたとみることにも可能な記録も見受けられる。

しかしながら、前述のとおり、申立期間①は、ほとんどの期間が時効により納付できない期間であること、申立期間①の一部及び申立期間②については、過年度納付が可能な期間ではあるが、申立人の母親が保険料を納付したとする場所は過年度納付が行えない場所であること、申立期間③及び④についてはどの銀行のどの出金を保険料の納付に充てたのかについての記憶が定かではなく、それぞれの出金をどのように納付に結び付けたかについての具体的な証言は得られないことから、これらの取引明細の出金記録をもって、申立期間の保険料が納付されたとまでは言えない。

このほかに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から50年12月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った父親は、A市でB業の仕事を営んでいた。

父親は大変にきちょうめんで、会社の経理も家計についてもお金に関することは全て父親が段取りを行い、ほとんどの支払はC金融機関で決済しており、国民年金保険料の納付も同じであった。

また、B業の経営は、昭和30年代から60年代までは好景気に重なり大変に繁盛していて、お金の苦勞することは会社としても個人としても無かった。

兄嫁の国民年金保険料も結婚後は父親が納付しており、その兄嫁を含めて家族全員の保険料を納付したと父親から聞いていたので、私の国民年金保険料が未納扱いになっていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年6月12日に払い出されていること、並びに申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者が同年4月24日及び同年4月25日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立人の父親は、同年4月24日又は同年4月25日にA市役所にて申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立人は20歳到達日の42年*月*日に遡及して被保険者資格を取得したものと推認される。このため、加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこと

をうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の父親は亡くなっているため、納付状況の詳細は不明であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私は、年金、住民税、健康保険料等の納付を忘れたことはない。申立期間の国民年金保険料は手元に通知が来たため納付したと記憶している。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、平成12年6月22日付けでA社会保険事務所（当時）において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月21日を勧奨発生日とする申立人に係る国民年金「第1号・第3号被保険者取得勧奨」の勧奨関連対象者一覧が作成されていることから、当該対象者一覧が作成された時点では申立人は国民年金に未加入として取り扱われていることが確認できる。

また、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、平成12年9月27日に申立期間に係る国民年金被保険者資格の再取得処理が行われていることが確認できることから、この頃に申立人の再加入手続が行われたものと推認され、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月21日に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿によれば、申立人の申請に基づき、平成12年11月を開始月とする国民年金保険料の免除に関する処理が同年12月21日に行われ、13年2月5日に同申請が却下されていることが確認できること、同年4月から同年6月までの期間が申請免除期間であることなどを踏まえると、申立期間の保険料が納付されたとは考えにくい上、同被保険者名簿でも申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、平成9年1月以降、基礎年金番号が導入され、未統合記録が発生する可能性が減少するとともに、領収済通知書の光学式読取装置の導入等機械化が図られたこと等から、申立期間の国民年金保険料の納付記録が漏れたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年12月から61年2月まで

私は、昭和59年12月30日付けでA社を退職し、60年1月頃、妻に頼んでB県のC村役場（当時）において私の国民年金の加入手続をしてもらった。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間は未加入期間となっていたので、国民年金保険料納付済みの期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年1月頃に妻がC村役場で申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の写しには、申立期間に国民年金の被保険者資格を取得したことを確認できる記載は無い上、オンライン記録においても申立期間は未加入期間となっていることから、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間にC村において国民年金手帳記号番号を払い出された記録の中に申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする妻も、申立期間のうち昭和60年6月から61年2月までは未加入期間となっている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月2日から28年11月1日まで
私は、昭和28年*月*日に長男が生まれたためA株式会社を退職した。当時、生活は安定しており、脱退手当金を受給する理由は無く、退職金も脱退手当金も受け取っていない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録として、支給金額、資格期間、支給年月日等の記載が確認でき、その記載内容はオンライン記録と一致している。

また、申立人は、長男の出産を理由としてその約2か月後にA株式会社を退職しているところ、同社B事業所には脱退手当金請求書（控）が保存されており、同請求書（控）には、申立人の当時の住所が記載されていることや、被保険者資格の喪失事由が分娩と記載されているなど、その記載内容に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和28年11月26日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金の受給資格が生じなかったことから、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失後、39年9月18日に被保険者資格を再取得するまで公的年金の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 2 月末日まで株式会社 A の B 営業所に勤務していたが、同社の厚生年金保険資格喪失日が同年 2 月 1 日となっている。資格喪失日は同年 3 月 1 日となるので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私は、株式会社 C に昭和 62 年 4 月から勤務し同年 9 月 15 日に退職したが、同社の厚生年金保険資格取得日が同年 5 月 1 日となっている。申立期間②当時、事業所の経理担当者から、失業保険を受給するためには 1 か月足りないと言明を受けており、逆算すると同年 4 月から勤務していたはずである。保険料も控除されているはずなので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社 A が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 53 年 2 月 1 日であり、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、株式会社 A における離職日は昭和 53 年 1 月 31 日であり、厚生年金保険の被保険者記録と符合している上、離職票の初回交付日が同年 2 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間①当時、株式会社 A の B 営業所に勤務していた者のう

ち、申立人と同じ課に勤務していた者 10 人、同じ課以外の者として申立人が氏名を挙げた 1 人及び株式会社 A が申立期間①当時に同社 B 営業所に勤務していたとして氏名を挙げた者 1 人の計 12 人に対し照会し、11 人から回答を得たところ、8 人が申立人を覚えていると回答したが、申立人の具体的な退職時期を特定できる回答は得られなかった。

加えて、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人の株式会社 C における被保険者資格取得日は昭和 62 年 4 月 6 日であり、申立人が所持している預金通帳において同年 4 月 25 日に同社からの給与の振込が確認できることから、申立人が同年 4 月中に勤務を開始したことが推認できる。

しかし、株式会社 C は、申立期間②に係る厚生年金保険料について、厚生年金保険に加入していない期間は申立人の給与から控除しておらず、社会保険事務所（当時）に対して納付していない旨回答しているところ、同社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 62 年 5 月 1 日であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等は見当たらない。

また、申立期間②当時に株式会社 C において給与及び社会保険事務を担当していた者は既に亡くなっており、申立期間②当時ににおける厚生年金保険の加入の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②を含む昭和 59 年 12 月から 62 年 4 月までの期間は国民年金の法定免除期間となっており、免除理由消滅年月日が同年 4 月 30 日である上、当該法定免除期間に係る国民年金保険料免除理由消滅届について、申立人が株式会社 C を退職した後の同年 10 月 27 日に届出が行われていることが確認できることから、申立人は、当該届出を行った時点においては、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 5 月 1 日であることを認識していたものと考えられる。

加えて、株式会社 C は申立人に係る賃金台帳等を保管しておらず、ほかに申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで

申立期間①について、厚生年金保険の未加入期間となっているが、A事業所（現在は、株式会社B）に昭和 39 年 3 月頃まで勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、株式会社Cにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 40 年 5 月 1 日となっているが、同社がD事業所を閉めた後も同社の従業員として 44 年 4 月頃まで勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Bが保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人のA事業所における被保険者資格喪失日は、昭和 38 年 9 月 1 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

また、申立期間①においてA事業所の厚生年金保険の被保険者となっている 19 名のうち、所在が確認できた 4 名に照会したところ、全員から回答があったが、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたことがうかがえる回答は得られなかった。

さらに、申立人は、E業種であった株式会社Cが新たにD事業所を開くため、同社に誘われてA事業所から移ったとしているところ、株式会社Cの事業主は、「当社は、昭和 38 年に株式会社Fから株式会社Cに社名を変更した上、同年 12 月 2 日にD事業所を開いており、その準備段階とし

て申立人を同年 10 月頃に採用している。」旨回答していることから、申立人は、申立期間①中には同社に勤務していたと推認される。

なお、オンライン記録によると、株式会社Cが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 4 月 1 日であり、申立期間①においては適用事業所となっていない。

申立期間②について、株式会社Cの事業主は、「当社のD事業所に勤務していた女子従業員 4 名又は 5 名全員が昭和 40 年 1 月に退職し、その頃にD事業所を閉めている。申立人は、閉めてから 4 か月から 5 か月ぐらい後に退職している。」旨回答しており、その退職時期は、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日とおおむね一致している。

また、昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日までの期間に株式会社Cにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得している 17 名のうち、同社の役員を除き、所在が確認できた 9 名に照会したところ、5 名から回答があったが、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことがうかがえる回答は得られなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の株式会社Cにおける被保険者資格喪失日は昭和 40 年 5 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城（岩手）厚生年金 事案 2857

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 10 月頃に A 株式会社の社員募集に応募し採用された。当初は同じ場所の同じ建物にあった B 株式会社に勤務した形となったが、同社は間もなく倒産し、55 年 1 月頃に A 株式会社に社名が変わった。しかし、それまで B 株式会社に勤務していた他の社員と一緒に A 株式会社に移り、同社に勤務した。

ところが、国の記録では、昭和 55 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間は厚生年金保険に加入していない期間とされている。

その期間も継続して A 株式会社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間について A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 55 年 11 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、A 株式会社の元代表取締役等に照会しても回答が得られないことから、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、申立人と同じ昭和 55 年 11 月 1 日に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうち、住所が判明した 7 人に照会を行ったところ、3 人から回答があったが、申立期間において厚生年金保

険料が控除されたとする回答は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。